令和　６　年　第　４　回　筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	令和　６年　１２月　２７日（金）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開　　会	令和　６年　１２月　２７日（金）　１０時 ００分
閉　　会	令和　６年　１２月　２７日（金）　１０時 ４６分
出 席 議 員	議長　田中　政浩　　１番　原田　邦男 ２番　池松　和彦　　３番　原口　博文 ４番　原田　　宏　　５番　木村　和彦 ６番　石橋　里美　　７番　柳　　雅明 ８番　山本　一洋　　９番　石丸　時次郎 １０番　奥村　忠義　　１１番　山本　久矢 １２番　河内　直子　　１３番　寺原　裕明
出席議員数	１４名
欠 席 議 員	
地方自治法第１２１条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	町長　田頭　喜久己　　副町長　中野　高文 教育長　宮崎　敏宏　　総務課長　古川　秀志 企画課長　亀田　美香　　大刀洗平和記念館　稲葉　佳奈 財政課長　尾畑　正行　　税務課長　八尋　福由 出納室長　橋本　照美　　住民課長　吉浦　高幸 人権・同和対策室長　尾籠　浩一郎　　健康課長　橋本　豊 環境防災課長　岡部　裕行　　建設課長　行武　一洋 都市計画課長　田中　達也　　農林商工課長　谷口　謙司 上下水道課長　徳永　正弘　　福祉課課長補佐　三善　美野子 こども課長　村山　弥生　　教育課長　宮崎　宣匡 生涯学習課長　小川　真一
欠　席　者	な　し
本会議に職務のために出席した者の職氏名	議会事務局長　山本　孝　　議会事務局次長兼議会係長　坂田　康仁

会　議　録

令和６年第４回臨時会

令和６年１２月２７日（金）

開　　会	
議　　長	おはようございます。 本日の出席議員は１４人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和６年第４回筑前町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議　　長	日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、 １番　原田邦男議員及び２番　池松和彦議員を指名します。
日程第２	
議　　長	日程第２　「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日１２月２７日の１日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、本臨時会の会期は本日１２月２７日の１日間と決定をいたしました。
日程第３	
議　　長	日程第３　「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町　　長	おはようございます。 本日は、令和６年第４回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 それでは、本日提案します議案８件の提案理由の説明を申し上げます。 議案第６４号、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第６５号、筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第６６号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第６７号、筑前町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和６年の人事院勧告を考慮し、職員との均衡を図ることから、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第６８号、筑前町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和６年の人事院勧告を考慮し、職員との均衡を図ることから、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第６９号、令和６年度筑前町一般会計補正予算（第７号）につきましては、

	補正額２億５,３３２万６,０００円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ１７３億７８９万円とするものです。 　主な補正内容としましては、先日成立しました国の今年度補正予算による総合経済対策の一つである重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援事業１億２,１９８万９,０００円の増額、人事院勧告に伴い、令和６年１２月に関係法案が成立したことによる職員等人件費７,５１５万８,０００円の増額、普通交付税再算定に伴う減債基金元金積立４,６０６万７,０００円の増額などです。 　議案第７０号、令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、人事院勧告に伴い、令和６年１２月に関係法案が成立したことにより、補正額２０４万８,０００円の職員等人件費を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ３４億６,６５２万７,０００円とするものです。 　議案第７１号、令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、人事院勧告に伴い、令和６年１２月に関係法案が成立したことにより、職員等人件費を増額するものであり、収益的収入、収益的支出の予定額をそれぞれ１７１万円増額し、収益的収入及び収益的支出の総額をそれぞれ１３億８,８０９万６,０００円とし、また、資本的収入及び資本的支出の予定額をそれぞれ１５万円増額し、資本的収入の総額を６億４,５９９万円、資本的支出の総額を９億９,２６３万２,０００円とするものです。 　以上が本日提案します議案等の提案理由です。 　慎重にご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 　以上、開会にあたりましての挨拶と議案等の提案理由の説明とさせていただきます。 　よろしくお願いいたします。
議　　長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４～ 日程第８	
議　　長	日程第４から日程第８までを、会議規則第３５条の規定により一括議題とします。 　お諮りします。 　一括議題とした日程第４　議案第６４号から日程第８　議案第６８号までは一括議題として議案の説明を行い、その後、審議、表決を行いたいと思います。 　これにご異議ありませんか。 　（異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。 　それでは、順次、議案の説明を求めます。 　総務課長
総務課長	改めまして、おはようございます。 　議案書３ページをお願いいたします。 　議案第６４号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 　標記の条例を別紙のとおり提出する。 　本日付、町長名です。 　提案理由は町長説明のとおりですので、省略いたします。 　議案書４ページをお願いいたします。 　新旧対照表となっております。 　令和６年８月８日に人事院勧告が公表され、これを受けて１１月２９日閣議決定、これに係る特別職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が国会に提出され、１

	２月１２日衆院本会議可決、１２月１７日参院本会議で可決成立しております。 　このことから、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、議案書４ページ、改正条例第１条として、現行条例第６条に規定しています期末手当についての支給割合は、６月期は支給済みですので変わらず１００分の１７０、１２月期の支給割合は０.０５月分引き上げするため、１００分の１７０から１００分の１７５に改正するものです。 　改正条例第２条につきましては、第１条で引き上げいたしました支給割合を令和７年４月１日からの施行とすることから、０.０５月の引き上げ分を６月期と１２月期の支給期日で均等に配分するため、１００分の１７５から１００分の１７２.５に改正するものです。 　附則として、第１項で、この条例の施行日は公布の日としておりますが、改正条例第２条につきましては、令和７年４月１日から施行するものです。また、第２項に第１条の改正後の条例適用期日、第３項に期末手当の内払い規定を定めております。 　続きまして、議案書６ページをお願いいたします。 　議案第６５号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 　標記の条例を別紙のとおり提出する。 　本日付、町長名です。 　提案理由は町長説明のとおりですので、省略いたします。 　議案書７ページをお願いいたします。 　新旧対照表となっております。 　改正内容は、先ほど、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容と同様であり、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、改正条例第１条として、現行条例第４条に規定しています期末手当についての支給割合は、６月は支給済みですので変わらず１００分の１７０、１２月の支給割合は０.０５月分引き上げするため、１００分の１７０から１００分の１７５に改正するものです。 　改正条例第２条につきましては、第１条で引き上げしました支給割合を令和７年４月１日からの施行とすることから、０.０５月の引き上げ分を６月と１２月の支給期日で均等に配分するため、１００分の１７５から１００分の１７２.５に改正するものです。 　附則につきましても、先ほどご説明しました条例の一部改正と同様な取り扱いとなっておりますので、よろしくお願いいたします。 　続きまして、議案書８ページをお願いいたします。 　議案第６６号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 　標記の条例を別紙のとおり提出する。 　本日付、町長名です。 　提案理由は町長説明のとおりですので、省略いたします。 　議案書９ページから１９ページが新旧対照表となっております。 　人事院は、令和６年８月８日に民間の給与実態等を反映し、月例給につきましては約３０年ぶりとなる高水準のベースアップ、期末勤勉手当につきましても３年連続での引き上げとする内容等での勧告を行いました。 　政府は人事院勧告制度を尊重し、国政全般との関連を考慮しつつ検討を行った結果、１１月２９日の閣議において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受け

	る国家公務員の給与について人事院勧告どおり改定を行うものとして、今年度の公務員の給与改定の方針を閣議で決定し、１２月１２日衆院本会議可決、１２月１７日参院本会議で可決成立しております。このことから条例の一部改正を行うものです。 なお、今回の改正は、令和６年４月１日適用分を行うものとしております。 議案書は９ページです。 条例第２３条第２項に規定しています期末手当の支給割合に０.０５月引き上げするものですが、６月期は支給済みであることから、一般職は１００分の１２２.５、管理職員は１００分の１０２.５と変わらず、１２月期を一般職は１００分の１２２.５から１００分の１２７.５に、管理職員は１００分の１０２.５から１００分の１０７.５に改正するものです。 また、第３項に規定しています定年前再任用短時間勤務職員におきましては、規定しています支給割合に０.０２５月引き上げするもので、一般職と同様に、６月期は支給済みであることから変わらず、１２月期を１００分の６８.７５から１００分の７１.２５に、管理職員は１００分の５８.７５から１００分の６１.２５に改正するものです。 次に、議案書１０ページをお願いいたします。 条例第２６条第２項第１号に規定しています勤勉手当の支給割合に０.０５月引き上げするものですが、６月期は支給済みであることから、一般職は１００分の１０２.５、管理職員にあたっては１００分の１２２.５は変わらず、１２月期を一般職は１００分の１０２.５から１００分の１０７.５に、管理職員は１００分の１２２.５から１００分の１２７.５に改正するものです。 この改正により、職員の期末勤勉手当は、年間現行４.５０月から０.１０月引き上げの４.６０月へ改正するものです。 また、第２号に規定しています定年前再任用短時間勤務職員においては、規定しています支給割合に０.０２５月引き上げするものですが、６月期は支給済みであることから変わらず、１２月期を１００分の４８.７５から１００分の５１.２５に、管理職員は１００分の５８.７５から１００分の６１.２５に改正するものです。 この改正により、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当は、年間現行２.３５月から０.０５月引き上げの２.４０月へ改正するものです。 議案書１０ページからの別表第１につきましては、今回の人事院勧告での月例給について、官民給与の較差を踏まえ、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いて棒給表の引き上げ勧告がなされており、１９ページまでにわたって給料表の改正を行うものです。 議案書１９ページをお願いいたします。 附則としまして、第１項にこの条例は令和７年１月３１日から施行するものとし、第２項で条例適用期日を令和６年４月１日から適用するものとしております。また、第３項に給与条例の規定による内払い規定、第４項に規則への委任を定めております。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書２１ページをお願いいたします。 議案第６７号「筑前町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりですので、省略いたします。

	今回の条例の一部改正につきましては、人事院勧告、県内自治体の状況も踏まえ、本町職員労働組合とも交渉を終え、妥結。双方確認書も取り交わし、その確認内容をもって、条例の一部改正の提案としていますことを申し添えて、議案書２２ページをお願いいたします。 新旧対照表となっております。 第１号会計年度任用職員は、常勤職員より短い勤務時間であるパートタイムの会計年度任用職員であり、現在、本町の会計年度任用職員は全てこちらの第１号になります。 また、今回の改正は令和６年４月１日適用分を行うものです。 条例第７条に規定しています期末手当の支給割合に０.０２５月引き上げするものであり、６月期は支給済みであることから、１００分の７５は変わらず、１２月期を１００分の７５から１００分の７７.５に改正するものです。 次に、条例第７条の２に規定しています勤勉手当につきましては、令和６年度から新たに規定したものであり、支給割合を０.０２５月引き上げするものですが、６月期は支給済みであることから、１００分の４２.５は変わらず、１２月期を１００分の４２.５から１００分の４５に改正するものです。 この改正により、第１号会計年度任用職員の期末勤勉手当は、年間現行２.３５月から０.０５月引き上げの２.４０月へ改正するものです。 議案書は２３ページをお願いいたします。 附則としまして、第１項にこの条例は令和７年１月３１日から施行するものとし、第２項で条例適用期日を令和６年４月１日から適用するものとしております。また、第３項に給与の内払い規定、第４項に規則への委任を定めています。 この条例改正をもって、会計年度任用職員も職員と同様に令和６年４月遡及措置し、差額支給するものです。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書２４ページをお願いいたします。 議案第６８号「筑前町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりですので、省略いたします。 今回の条例一部改正につきましては、先ほどご説明しました筑前町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと同様の改正内容となります。 第２号会計年度任用職員は、常勤職員と同じ勤務時間となるフルタイムの会計年度任用職員であり、本町では現在、該当する職員はおりません。 また、常勤職員と取り扱い等が同じであることから、第１号の会計年度任用職員は報酬ですが、第２号の会計年度任用職員は給与となりますので、条例名称が給与に関する条例となっております。 それでは、議案書２５ページをお願いいたします。 新旧対照表となっております。 第１号の会計年度任用職員と同じく、期末手当の支給割合を０.０２５月引き上げするものであり、６月期は支給済みであることから１００分の７５は変わらず、１２月期を１００分の７５から１００分の７７.５に改正するものです。 第１２条の２の勤勉手当についても、第１号の会計年度任用職員と同じく、支給割合に０.０２５月を引き上げするものであり、６月期は支給済みであることから１

	００分の４２.５は変わらず、１２月期を１００分の４２.５から１００分の４５に改正するものです。 　この改正により、第２号会計年度任用職員の期末勤勉手当は、第１号の会計年度任用職員と同じく、年間現行２.３５月から０.０５月引き上げの２.４０月へ改正するものです。 　附則も第１号の会計年度任用職員と同じく、第１項にこの条例は令和７年１月３１日から施行するものとし、第２項で条例適用期日を令和６年４月１日から適用するものとしております。また、第３項に給与の内払い規定、第４項に規則への委任を定めております。 　以上で５件の議案についての説明を終わります。 　よろしくお願いいたします。
議　　長	議案の説明が終わりました。 　これから、議案第６４号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を行います。 　質疑ございませんか。 　（質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 　これから討論を行います。 　河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 　本日上程されている議案には、非常勤職員に関する議案は上程されていません。同じ非常勤である議員についても、上程すべきではないと考えます。 　よって、反対を表明し、討論とします。
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 　おられませんか。 　（討論なし）
議　　長	これで討論を終わります。 　これから、議案第６４号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決します。 　議案第６４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 　（賛成者挙手）
議　　長	挙手多数です。 　したがって、議案第６４号は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、議案第６５号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を行います。 　質疑ございませんか。 　（質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 　これから討論を行います。 　討論ございませんか。 　（討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 　これから、議案第６５号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 　議案第６５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 　（賛成者挙手）

議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第６５号は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、議案第６６号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第６６号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決します。 議案第６６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第６６号は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、議案第６７号「筑前町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第６７号「筑前町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第６７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、議案第６８号「筑前町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第６８号「筑前町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第６８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）

議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。
日程第９	
議　　長	日程第９　議案第６９号「令和６年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の２７ページをお願いいたします。 議案第６９号「令和６年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」 令和６年度筑前町一般会計補正予算（第７号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和６年度一般会計補正予算（第７号）をお願いします。 ３ページをお開きください。 令和６年度筑前町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５,３３２万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７３億７８９万円とするものです。 事項別明細書で、歳出から説明いたします。 人事院勧告関連による人件費増額に伴う補正につきましては、それぞれの説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、１１ページをお願いいたします。 ２款１項７目減債基金費、補正額４,６０６万７,０００円の増額は、普通交付税再算定のうち臨時財政対策債償還基金費分を積み立てるものです。 ２１目自治振興費、補正額１,０１１万２,０００円の増額は、河川愛護活動での事故に伴う傷害保険給付金の増額です。財源は全額ボランティア保険給付金となります。 下段、３３目新型コロナウイルス地方創生費、補正額１億２,２３８万１,０００円の増額のうち、１億２,１９８万９,０００円は、１２月１７日に成立した国の令和６年度補正予算による総合経済対策のうち、重点支援地方交付金を活用した事業で、住民税非課税世帯に対し、給付金一律３万円と同世帯の子ども１人あたり２万円を加算して給付する事業です。財源は全額国の交付金となります。 １２ページをお願いいたします。 給付金対応のため、会計年度任用職員等の人件費の増、封筒等の消耗品、郵便料金としての通信運搬費の増、また、１２節委託料７５５万４,０００円の増は、システム改修及び運営委託料によるものです。 １８節負担金補助及び交付金、補正額１億１,０９０万円の給付内容につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。 １３ページをお願いいたします。 ３款１項１目社会福祉総務費２７節繰出金、補正額２０４万８,０００円の増は、国保特別会計における人事院勧告に伴い、繰出金を増額するものでございます。 次に、１５ページをお願いいたします。 ５款１項３目農業振興費１８節負担金補助及び交付金、下水道事業負担金（基準外）２０万円及び下段の７款４項１目都市計画総務費１８節負担金補助及び交付金、下水道事業負担金（基準内）１６万円、（基準外）１３５万円、さらに２３節投資及び出資金、下水道事業出資金１５万円も、主に人事院勧告に伴う給与等による増額でございます。 次に、歳入です。

	９ページをお願いいたします。 １２款１項１目地方交付税１億６,３１２万５,０００円の増額は、１２月再算定による普通交付税の増額です。 １６款国庫支出金及び２２款諸収入は、歳出で説明したとおりです。 ２０款２項１目基金繰入金１節財政調整基金繰入金４,１９０万円の減額は、財政調整によるものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 この補正予算には議員に対する増額予算が含まれているものであり、反対を表明し、討論とします。
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （討論なし）
議　　長	ないようです。 これで討論を終わります。 これから、議案第６９号「令和６年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」を採決します。 議案第６９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手多数です。 したがって、議案第６９号は原案のとおり可決されました。
日程第１０	
議　　長	日程第１０　議案第７０号「令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	それでは、議案書２８ページをお願いします。 議案第７０号「令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」 令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 補正予算フォルダの筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）をお願いします。 ２ページです。 令和６年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０４万８,０００円を追加し、

	歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億6,６５２万7,０００円とするものです。 事項別明細書の歳出８ページをお願いします。 今回の補正予算は、人事院勧告を考慮し、会計年度任用職員の報酬等を改定することとなったことから、歳出の１款１項１目一般管理費合計１８１万円及び6款２項１目特定健康診査等事業費２３万8,０００円の合計２０４万8,０００円を増額補正します。 次に、歳入の７ページをお願いします。 歳出に併せて、歳入１０款１項１目の一般会計繰入金を同額補正するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議　　長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第７０号「令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」採決します。 議案第７０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第７０号は原案のとおり可決されました。
日程第１１	
議　　長	日程第１１　議案第７１号「令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）について」を議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	議案書の２９ページをご覧ください。 議案第７１号「令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）について」 令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。 臨時議会補正予算書フォルダの令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）をご覧ください。 ３ページです。 令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）。 第１条、令和６年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。 第２条、令和６年度筑前町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入です。 １款２項営業外収益を１７１万円増額し、下水道事業収益総額１３億8,８０９万6,０００円とするものです。

	次に、支出です。 １款１項営業費用を収入と同額の１７１万円増額し、下水道事業費用総額を１３億８,８０９万６,０００円とするものです。 ４ページをご覧ください。 予算第４条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億４,６６４万２,０００円は、過年度分損益勘定留保資金８,０５９万９,０００円、当年度分損益勘定留保資金２億６,６０４万３,０００円で補てんするものとする。 収入です。 １款２項出資金を１５万円増額し、資本的収入総額６億４,５９９万円とするものです。 次に、支出です。 １款１項建設改良費を同額の１５万円増額し、資本的支出総額９億９,２６３万２,０００円とするものです。 第４条、予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり改める。 １、職員給与費、既決予定額４,５６０万２,０００円に、補正予定額１８６万円を追加し、合計４,７４６万２,０００円とするものです。 第５条、予算第９条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額２,６７１万８,０００円を２,８２６万８,０００円に改める。 続きまして、内容について説明いたします。 １９ページをご覧ください。 今回の補正につきましては、人事院勧告に係る人件費の増加によるものです。 １款２項２目他会計補助金を１５５万円、同款同項３目他会計負担金を１６万円それぞれ増額補正するものです。 ２２ページをご覧ください。 １款１項４目総係費１節報酬を１８万円、２節給料を３０万円、３節手当を５９万円、５節法定福利費を５４万円、７節退職手当を１０万円、それぞれ増額補正するものです。 ２４ページをお願いします。 １款２項１目他会計出資金を１５万円増額補正するものです。 ２５ページをご覧ください。 １款１項１目施設整備費２節給料を１０万円、３節手当を５万円、それぞれ増額補正するものです。 以上で説明を終わります。
議　　長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第７１号「令和６年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）について」を採決します。 議案第７１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	（賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第７１号は原案のとおり可決されました。
閉　　会	
議　　長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町　　長	全ての議案を可決いただきまして、誠にありがとうございます。 また、本当に年も押し迫った開会でございましたけれども、お繰り合わせご出席いただきました。 緊急対策等々の予算も含まれておりますので、迅速な執行に向けて努力してまいります。 ご協力よろしくお願い申し上げます。 お疲れさまでした。
議　　長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和６年第４回筑前町臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。 （１０：４６）
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議　長　田中政浩 1番　議　員　原田邦男 2番　議　員　池松和彦